平成２２年（再イ）第３９４号
千葉県船橋市高野台４丁目10番２号
再生債務者　金親　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月21日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再イ）第４６０号
横浜市緑区北八朔町1741番地15
再生債務者　田中　敏浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第７号
兵庫県宝塚市亀井町８番68号　レオパレスインペリアル108号
再生債務者　渡邊　則孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月21日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（再イ）第５６号
広島市安佐北区落合南４丁目38番21号
再生債務者　佐藤　文彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第７１６号
札幌市北区新琴似８条12丁目５番18号
再生債務者　林　　晴夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第７８７号
札幌市北区屯田６条12丁目１番４―602号
再生債務者　鎌田　抄子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第８０２号
札幌市白石区北郷５条５丁目４番７号
再生債務者　山本　伸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２号
札幌市豊平区平岸１条12丁目１番32号　豊平駐屯地准看護学院
再生債務者　山岡　圭太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第２１６号
仙台市若林区大和町５丁目13番17―406号
再生債務者　岡田　靖男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第２１号
秋田県仙北市田沢湖梅沢字森腰190番地２
再生債務者　高橋　　洋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（再イ）第６８号
静岡県藤枝市岡部町岡部432番地の９
再生債務者　深沢　昭吉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（再イ）第１２８号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目11番１―807号
再生債務者　西植　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再イ）第１８０号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目６番23号　新明和工業㈱ジュネス甲子園
再生債務者　永井　太二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再イ）第６８号
鹿児島市喜入瀬々串町1183番地
再生債務者　大村眞佐代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年４月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年４月22日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第２号
平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業に係る守泉市五郎に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定に基づく仮換地指定通知については、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。
平成23年５月11日
平塚都市計画事業
真田・北金目特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
東日本支社
支社長　根岸　　尚
記
イ　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　守泉市五郎
住所　不詳
ロ　通知の内容
従前の宅地
所在　平塚市北金目字竹ノ内1383番
地目　墳墓地
登記簿地積　29㎡
基準地積　29.00㎡
仮換地
街区番号　画地番号　地　積
103　2　29㎡
仮換地の指定の効力発生の日
平成23年６月１日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
別に定めて通知します。
注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。
教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）